

議 事 録 (要 旨)

令和2年7月31日(金)午後2時から福井市企業局庁舎5階 大ホールにおいて7月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第18号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	原案どおり可決
第19号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第20号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第21号議案	農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について	〃
第22号議案	現況証明について	〃
第23号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第24号議案	農地・非農地判断について	〃
第25号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃
第26号議案	令和2年農地利用状況調査について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第30号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第31号報告	農地法第3条第1項の規定による許可の取消の確認について
第32号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第33号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第34号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取消の確認について
第35号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について
第36号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について

3 その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	(参与)
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	(参与)
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	(参与)
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 南部 奈 沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	村 本 貴 史
局 次 長	南 京 良 幸
課長補佐	東 野 尚 樹
主 幹	松 本 光 司
副 主 幹	岸 美 帆
主 査	小 林 恵 美
主 査	中 出 剛 史
主 事	前 田 大 貴
主 事	藤 田 昌 稔

開 会 午後2時00分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6番
武澤会長)

それでは、ただ今から7月の定例会を開催いたします。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号3番 伊藤 義明 委員、4番 前川 雅彦 委員、ご両名よろしくお願ひします。
それでは、議事に入ります。
第18号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第18号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明)

農政企画課

(第18号議案 農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第18号議案について、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
従いまして、第18号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第19号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第19号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

13番
池田委員

3番と11番の案件は隣接している農地と思われませんが、3番で所有権移転する農地は田として利用する予定か。また、11番は地上権の設定ということですが、もう少し詳しく説明してください。

事務局

3番の農地は田として利用する予定です。11番の農地は、農地の上に営農型発電施設の空中部分を利用するに当たり、地上権の設定をする必要があるために、申請がなされたものです。

議 長

補足説明すると、11番の譲受人である有限会社は、譲渡人が経営している会社であり、自分の農地に自分が経営する会社が営農型発電施設を設置している。営農型発電施設の下ではコシヒカリが栽培されている。
他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第19号議案を、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第20号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」及び第21号議案「農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について」を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第20号議案及び第21号議案 説明)

議 長 今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました寺井委員から報告をお願いします。

1 番 寺井委員 (第20号議案及び第21号議案 現地調査報告)

議 長 ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

1 3 番 池田委員 第20号議案2番の案件について、資料の処分決定の理由の欄に「法改正により一時転用期間を3年以内から10年以内に延長できるようになった(理由：国が営農型発電設備の検証を行った結果、担い手の経営改善や荒廃農地の再利用に資するものと判断したため。)」とある。

1点目に、延長できる要件は、国は営農型発電設備について検証を行った上で設備について適当であると判断し、担い手の経営改善や荒廃農地の再利用に資すると判断するのは我々農業委員ということなのか。

2点目に、「一時転用期間を3年以内から10年以内に延長」とあるのは、これまでこの申請者は3年間許可を得ているが、これまでの3年間に7年プラスして10年間の許可ということになるのか。それともこれから10年間の許可を出して合計13年間となるのか。

事務局 国が営農型発電設備の検証を行った結果、担い手の経営改善や荒廃農地の再利用に資するものと判断したことが、今回の法改正につながっています。検証の中で、現場の農業委員に意見を求めたかまでは把握していませんが、国がアンケートや聞き取りを行い検証がなされました。

1 3 番 池田委員 我々が判断するのではなく、国が判断して延長されたということか。

事務局 そうです。
また2点目の転用期間については、前回認めた転用期間はこれで終わりますので、その期間は含めず、これから10年間許可することとなります。

1 3 番 池田委員 新たな申請をする人は、10年で申請してくるということか。

事務局 そうです。申請者の希望によって、10年以内の転用期間が認められます。

1 3 番 10年間許可を出してしまうと、営農が不十分であっても必ず10年なの

池田委員

か。

事務局

毎年、申請者が状況報告をすることになっており、営農が十分に行われていないということであれば、基準を満たしていないことになるので、許可の取り消しが考えられることとなります。

3番
伊藤義明委員

21号議案について、当初計画者が建設を予定していた建物が中止となり、親会社が事業を引き継ぐこととなった。この場合は親子会社なので理解できるが、全く別の会社が事業を引き継ぐ場合はどうなるのか。

事務局

その場合、すでに所有権が当初計画者へ移転しているため、当初計画者から事業継承者への新たな転用許可申請書と事業変更計画書を提出し、許可基準を満たしていれば許可できます。

3番
伊藤義明委員

農業委員会が許可を出しても、簡単に計画変更されてしまうのは如何なものかと思ひ質問した。

事務局

本来、転用許可を出した条件で転用するべきですが、計画自体がなくなってしまった場合や、家を建てるために転用許可を受けた方が死亡した場合で、別の方が建てることになったときなど、やむを得ない場合には計画変更の申請をすることができます。こちらが無理に計画どおり転用するように言うことはできないので、新たな計画を許可基準に照らして審査した上で、承認していくしかないと考えています。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第20号議案を原案のとおり許可すること、及び第21号議案の事業計画変更を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第20号議案中、2, 4番の案件については福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、1, 3, 4番の案件については、開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第22号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第22号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当
番委員でありました寺井委員から報告をお願いします。

1番
寺井委員

(第22号議案 現地調査報告)

議長

ただいまの説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。ただいまの案件に対し、原案どおり承認し、交付
決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
従いまして、第22号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。
続きまして、第23号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答につい
て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第23号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山
本会長職務代理者から報告をお願いします。

22番
山本会長
職務代理者

(第23号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第23号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第24号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第24号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

22番

山本会長

職務代理者

(第24号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第24号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第25号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第25号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第25号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第26号議案「令和2年農地利用状況調査について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第26号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

3 番

伊藤義明委員

14ページの最後に「必要な指導等を行う」とあるが、行っているか。

例を挙げると、優良農地であるにも関わらず何年も減反にしてあり田おこししない状態にある所を、我々は何回か指摘をしているが、市から指導等を行ったという話は聞いたことがない。もし指導等をしたことがあれば、現場の我々にも教えてもらいたいと思い質問した。

事務局

14ページの最後は、農業委員・推進委員の業務です。もし市が指導等をした場合には現場の農業委員・推進委員にお伝えしていきます。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第26号議案を、原案のとおり決定し、調査を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

委員の皆様には お忙しいことと存じますが、調査にご協力のほど

よろしくお願いいたします。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局専決により処理した案件でございます。

それでは、第30号報告ないし第36号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第30号報告ないし第36号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議長

本日の審議内容の総括を山本会長職務代理者よりお願いします。

6番
山本会長
職務代理者

本日の定例会は第18号議案から第26号議案まで全て原案どおり承認または決定をいただきました。また、第30号報告から第36号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議長

これをもちまして、7月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時30分